

こうち男性育休推進企業ロゴマーク 使用要領

(趣旨)

第1条 本要領は、「こうち男性育休推進企業」であることを表すために作成したロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 前条のロゴマークのデザインは、別図のとおりとする。

(使用者)

第3条 ロゴマークを使用できる者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「こうち男性育休推進企業」に登録した企業・団体
- (2) 県が共働き・共育で推進の取組に資すると認めた団体、機関、自治体等

(使用制限)

第4条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークを使用できないものとする。

- (1) 法令や公序良俗に反するものに使用する場合
- (2) 政治活動、宗教活動その他特定の思想信条の主張に利用する場合
- (3) 特定の商品・サービスの販売のみを目的として使用する場合
- (4) ロゴマークを第三者に貸与、譲渡又は販売する目的で使用する場合
- (5) 高知県の信用や品位を害するおそれのある利用をする場合
- (6) ロゴマークを用いて、商標登録・意匠登録その他知的財産権の設定を行う場合

(使用方法)

第5条 ロゴマークは、次の各号に掲げるとおり使用することができるものとする。

- (1) ロゴマークは、別図に定める指定カラーを使用するものとする。ただし、印刷物等の仕様により難しい場合は、別途県と協議するものとする。
- (2) ロゴマークの図形を変形（縦横比を保った拡大・縮小を除く。）してはならない。
- (3) ロゴマークに他の文字や色等、別の要素を加えてはならない。

(使用料)

第6条 ロゴマークの著作権使用料は無料とする。

(使用者の責任)

第7条 使用者がロゴマークを利用することにより生じた事故、苦情、紛争については、自己の責任と負担において対応するものとし、県は一切の責任を負わない。

(報告)

第8条 県は、必要に応じて使用者に対し、ロゴマークの使用状況等について報告を求めることができる。

(使用の禁止・停止)

第9条 使用者が第4条に定める制限に違反して使用した場合、又はロゴマークの趣旨に照らし不相当と認められる場合、県はロゴマークの使用停止を命ずることができる。

2 使用者は、前項の命令を受けたときは、速やかに使用を中止しなければならない。

(著作権等)

第10条 ロゴマークに関する著作権は高知県に属し、その運用に関する事務は総合企画部 元気な未来創造課が行う。

(その他)

第11条 本要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は、別に定める。


附則


この要領は、令和7年10月6日から施行する。


この要領は、令和8年6月1日から施行する。




こうち男性育休推進企業

 C 20% M 0% Y 70% K 0%
R 216% G 226% B 102%
HEX #d9e367

 C 60% M 0% Y 15% K 0%
R 91% G 193% B 216%
HEX #5bc2d9

 C 90% M 10% Y 0% K 0%
R 0% G 156% B 225%
HEX #009de1

 C 100% M 40% Y 10% K 0%
R 0% G 117% B 181%
HEX #0075b6